

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

#### 处分基準（不利益処分関係）

資料番号	3-2	担当課	長寿介護課
法令名 介護保険法	根拠条項 69 条の 38 第 2	許認可等 の内容	介護支援専門員に対する指示 又は研修命令

(報告等)  
第 69 条の 38

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第 69 条の 34 第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

(介護支援専門員の義務)  
第 69 条の 34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

○介護保険法施行規則  
第 113 の 39 法第 69 条の 34 第 2 項の厚生労働省令で定める基準は、指定居宅介護支援等基準第 12 条に定めるところによる。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
(指定居宅介護支援の基本取扱方針)  
第 12 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。  
2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。